

# 第2章

## 計画策定の背景

- 1 少子化の進行とその背景
  - (1) 少子化の状況
  - (2) 少子化の要因
  - (3) 少子化の要因の背景
  
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境
  - (1) 子育て家庭の状況
  - (2) 仕事と子育ての状況
  - (3) 子どもの状況
  - (4) 若者の県外流出の状況
  
- 3 子ども・子育て支援新制度の施行
  - (1) 新制度施行の背景
  - (2) 新制度の目的
  - (3) 新制度の主なポイント
  - (4) 新制度の事業

# 第2章 計画策定の背景

## 1 少子化の進行とその背景

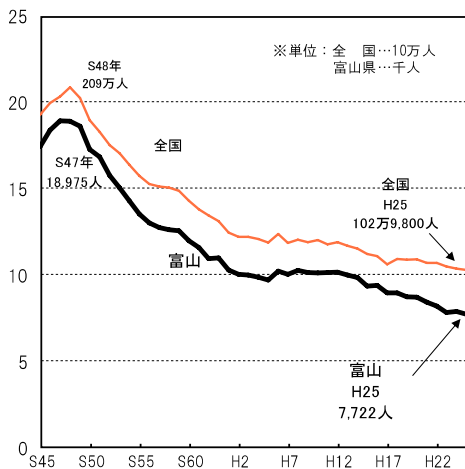
### (1) 少子化の状況

#### ①出生の動向

出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を割り込んでいます。平成25年には過去最少の7,722人となり、全国と同様、依然として少子化の傾向が続いています。

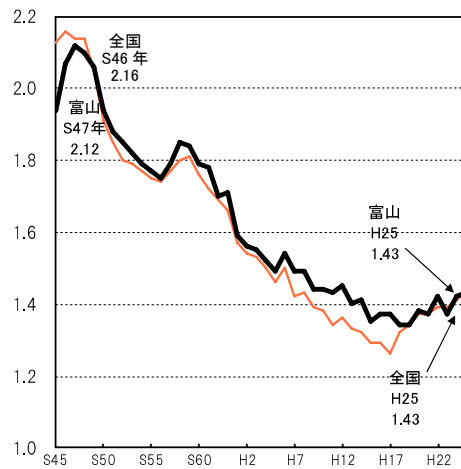
合計特殊出生率<sup>(※1)</sup>（一人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、平成25年で1.43（全国同水準）と、前年を0.01ポイント上回っているものの、減少傾向が続いています。

◎出生数の推移（全国・富山県）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

◎合計特殊出生率の推移

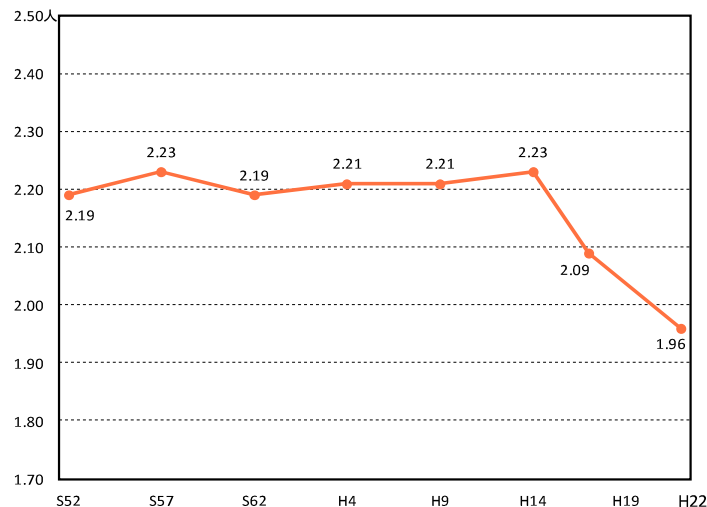


資料：人口動態統計（厚生労働省）

#### ②夫婦の出生力の推移

全国の完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子どもの数）は、平成14年より減少を続けており、平成22年では1.96人となっています。

◎夫婦の完結出生児数の推移（全国）



資料：出生動向基本調査（厚生労働省）

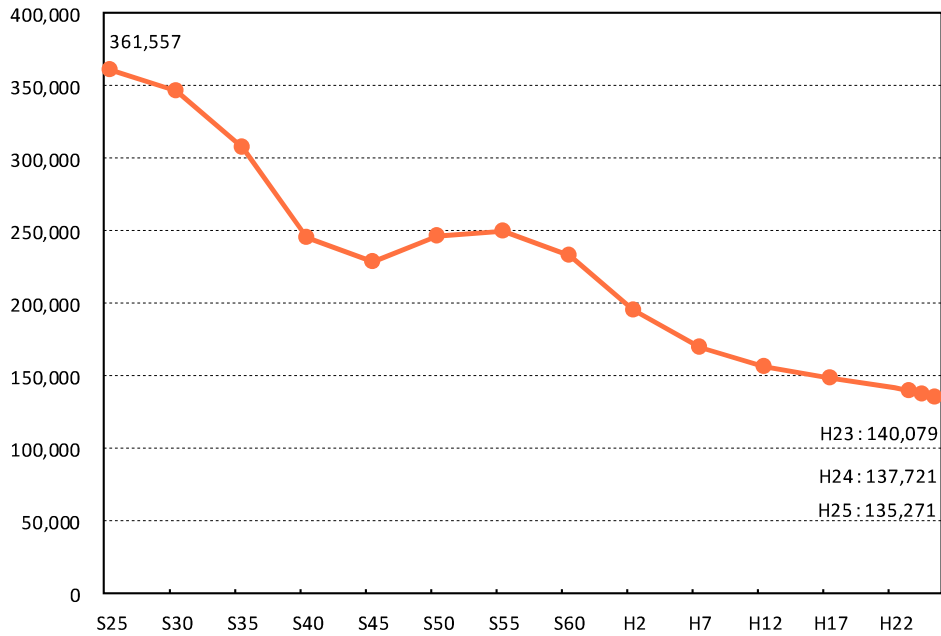
(※1) 合計特殊出生率 年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### ③子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、平成25年は約135千人と減少傾向が続いています。

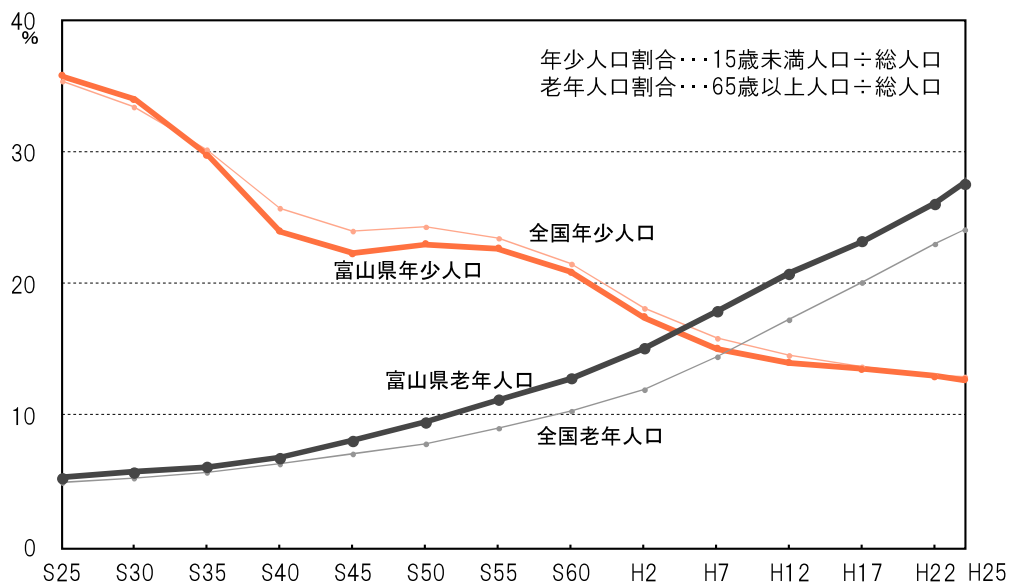
また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成17年13.5%、平成22年13.1%、平成25年12.6%と年々低下しています。

◎子どもの数の推移（富山県）



資料：国勢調査、人口推計（総務省）

◎年少人口割合及び老年人口割合の推移



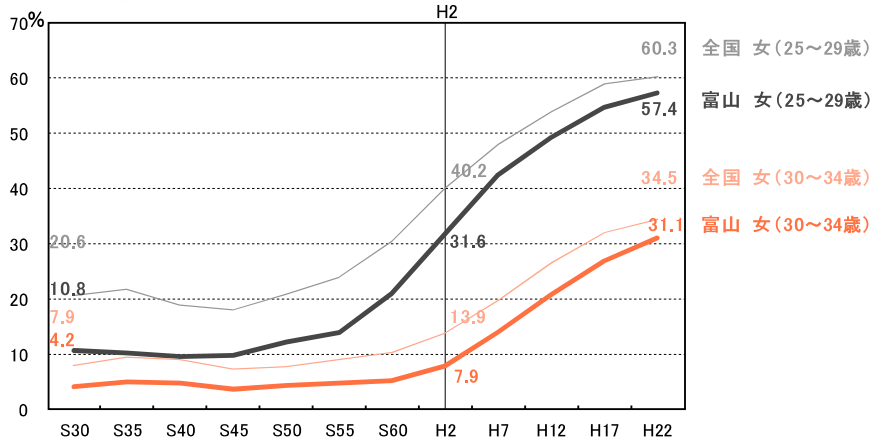
資料：国勢調査、人口推計（総務省）

## (2) 少子化の要因

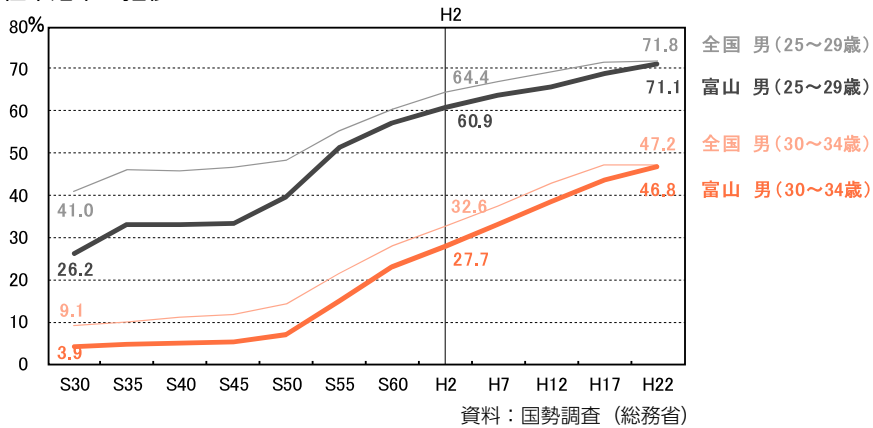
### ① 未婚化の進行

近年、男女ともに未婚化が進んでおり、特に30～34歳の女性の未婚率は、平成2年に7.9%であったものが、平成22年には31.1%と、大幅に上昇しています。

◎女性未婚率の推移



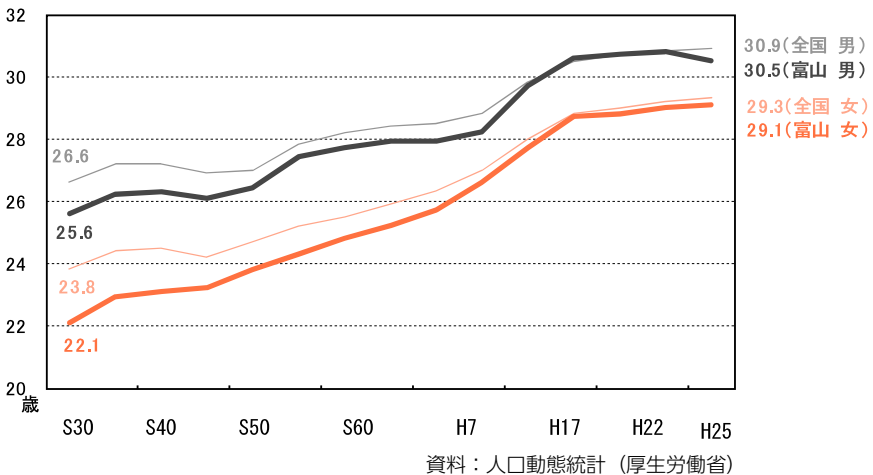
◎男性未婚率の推移



### ② 晩婚化の進行

平均初婚年齢についても、平成25年には男性30.5歳、女性29.1歳と、男女ともに上昇傾向にあります。

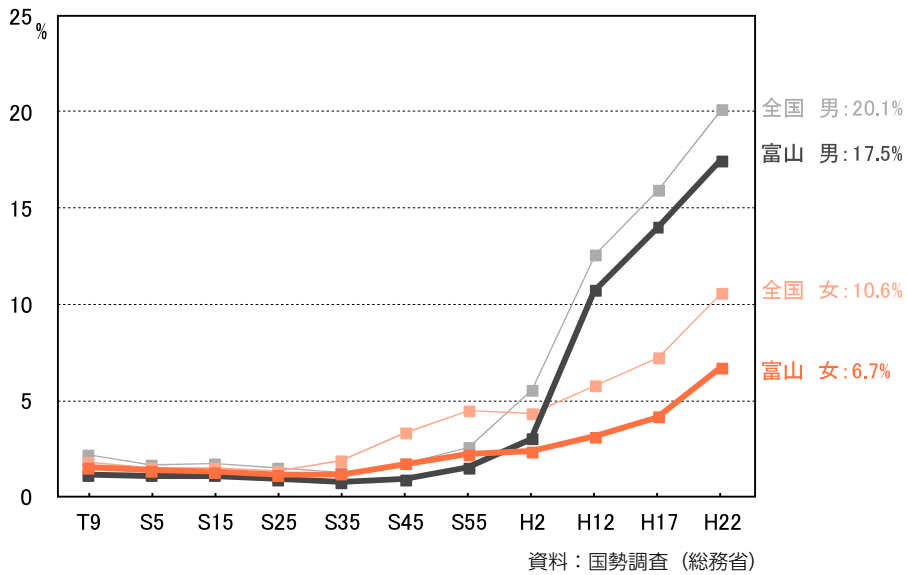
◎平均初婚年齢の推移



### ③非婚化の進行

生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）は、特に男性で平成2年から大幅に上昇しており、平成22年では17.5%と、約6人に一人は結婚経験がありません。

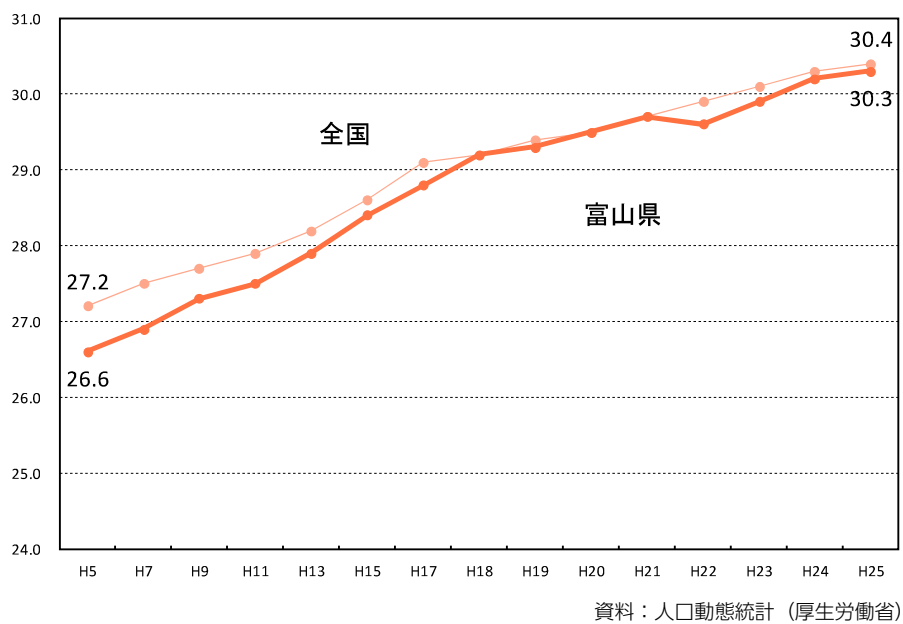
◎生涯未婚率の推移



### ④初産年齢の上昇

第一子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳だったのに対し、平成25年には30.3歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れています。

◎平均初産年齢の推移

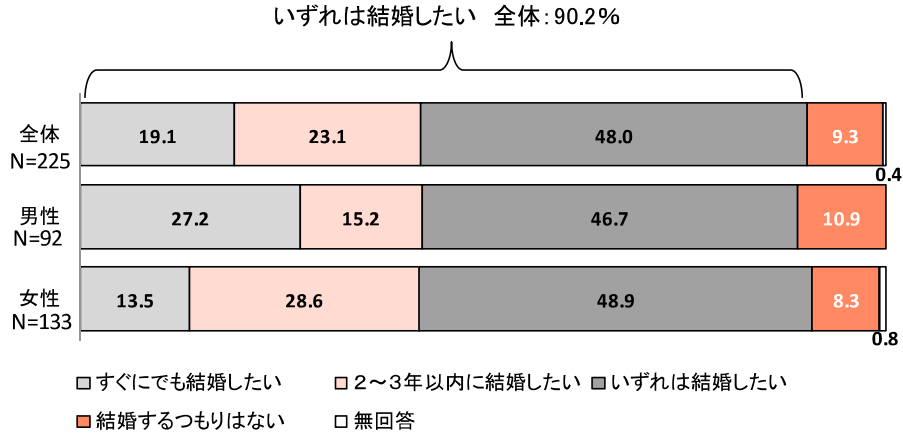


### (3) 少子化の要因の背景

#### ①結婚に対する意識の変化

平成23年に行った県の意識調査によると、20代、30代の未婚者の約9割がいずれは結婚したいと考えています。

##### ◎結婚に対する意識

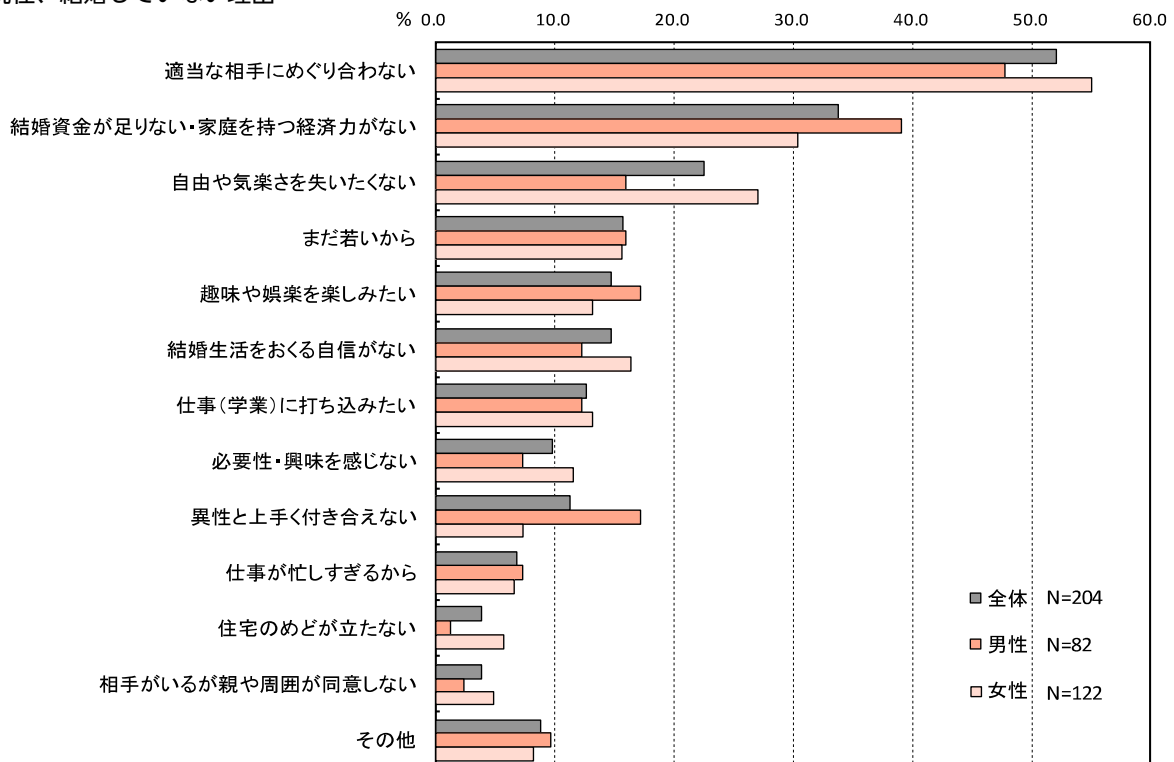


資料：「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

#### ②結婚しない理由、結婚できない理由

現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり合わない」が男女とも最も高くなっています。男女間で差異が大きいのは、「自由や気楽さを失いたくない」が男性15.9%に対し女性27.0%である一方、「異性と上手く付き合えない」が女性7.4%に対し男性17.1%となっています。

##### ◎現在、結婚していない理由

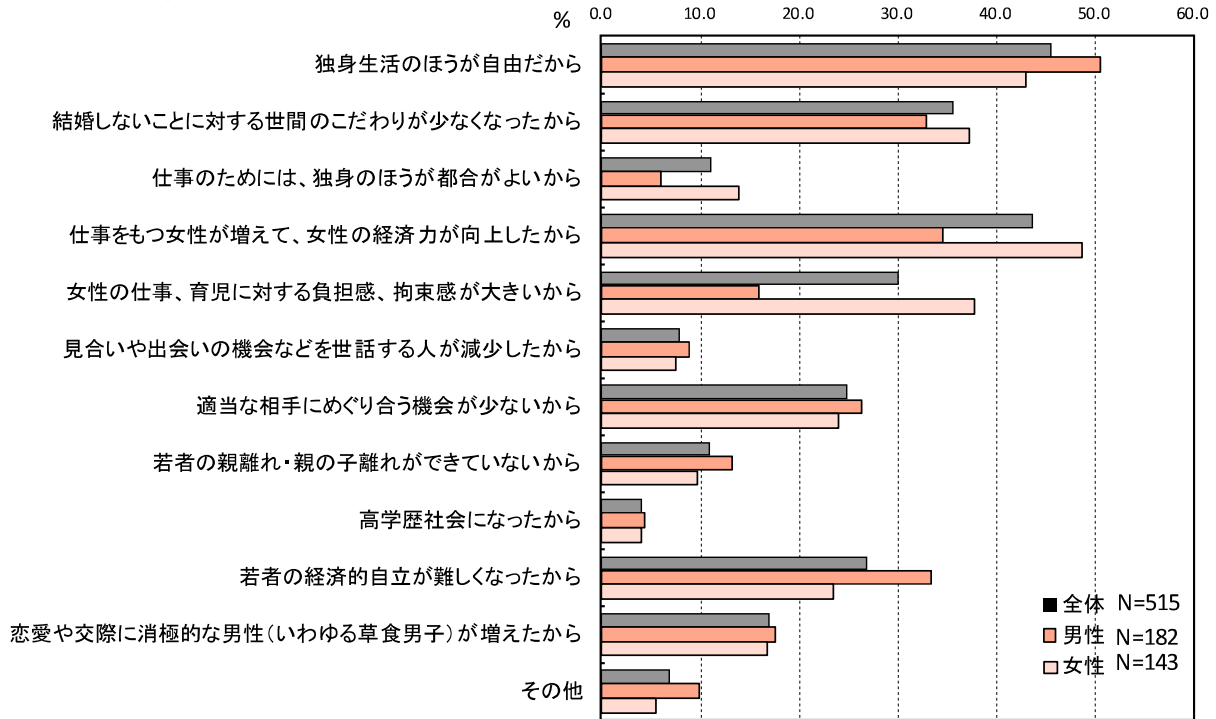


資料：「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

### ③未婚・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由だから」という意見が全体として多くなっています。男女に大きな差があるものは、「仕事をもつ女性が増えて、女性の経済力が向上したから」や、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」について、女性の回答が高くなっています。

#### ◎未婚・晩婚化の理由

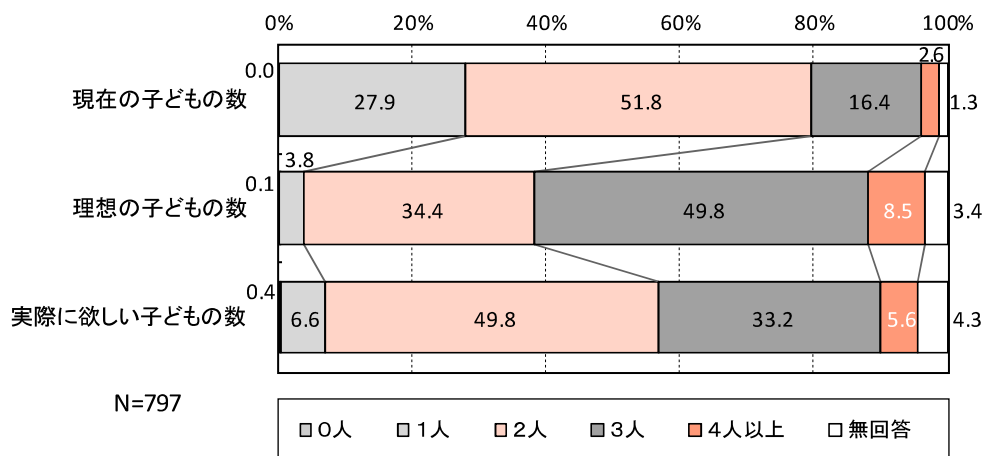


資料：「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

### ④出産に対する意識

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は、約半数が「3人」と回答している一方、実際に欲しい子供の数は「2人」と回答している人が約半数とギャップがあります。

#### ◎子どもの数

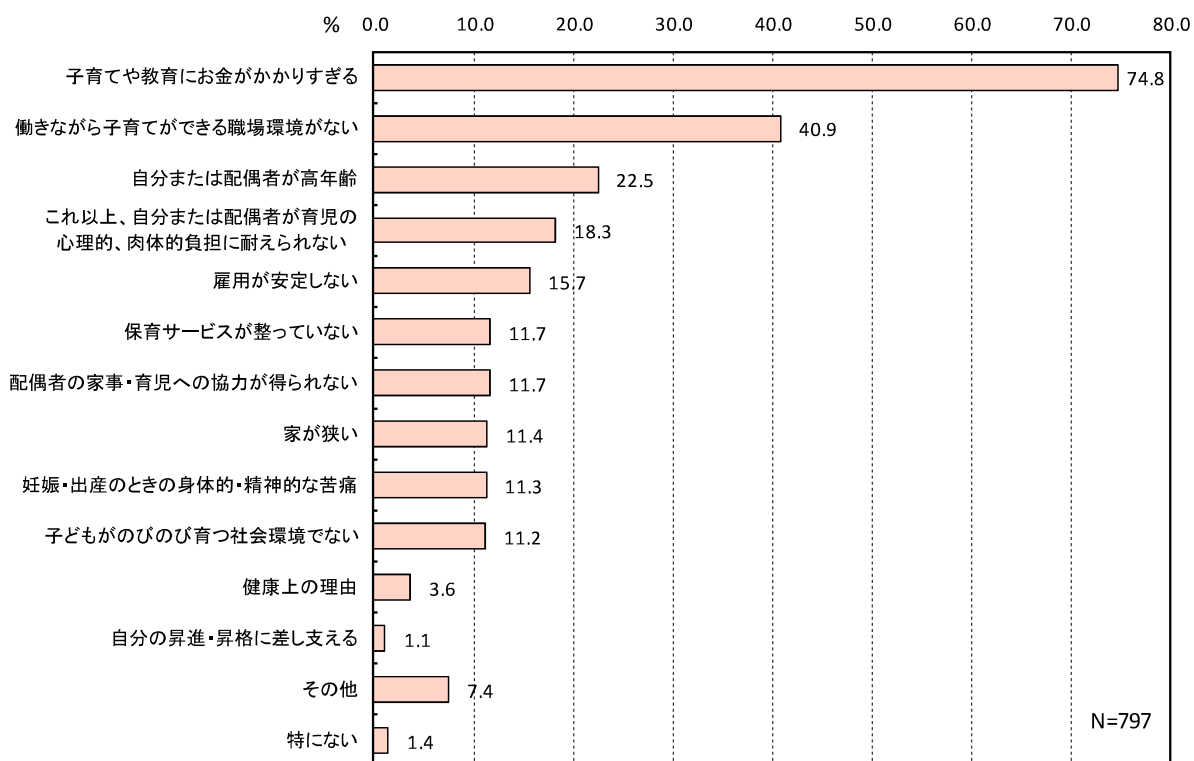


資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

⑤子どもを増やすにあたっての課題

子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した人が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」となっています。

◎子どもを増やすにあたっての課題



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)





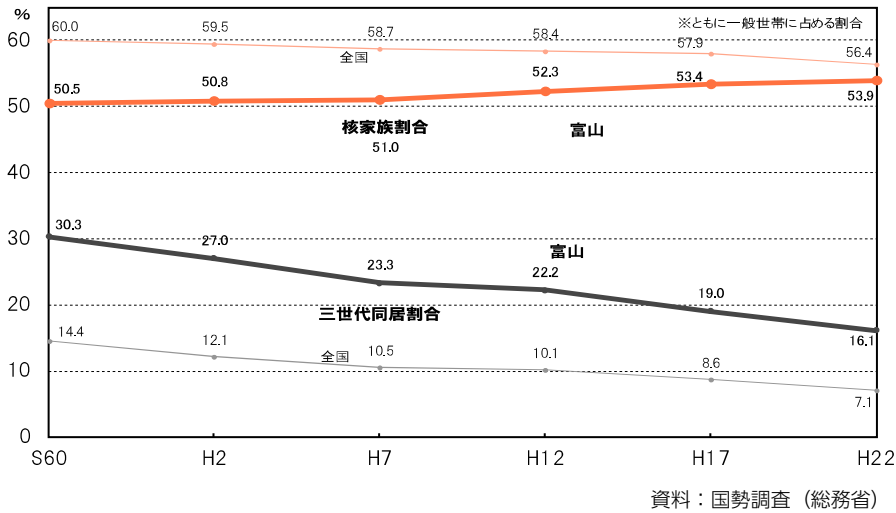
## 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

### (1) 子育て家庭の状況

#### ① 家族形態の変化

本県の三世代同居世帯は、16.1%と全国に比べ高い割合（全国順位5位）となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいています。

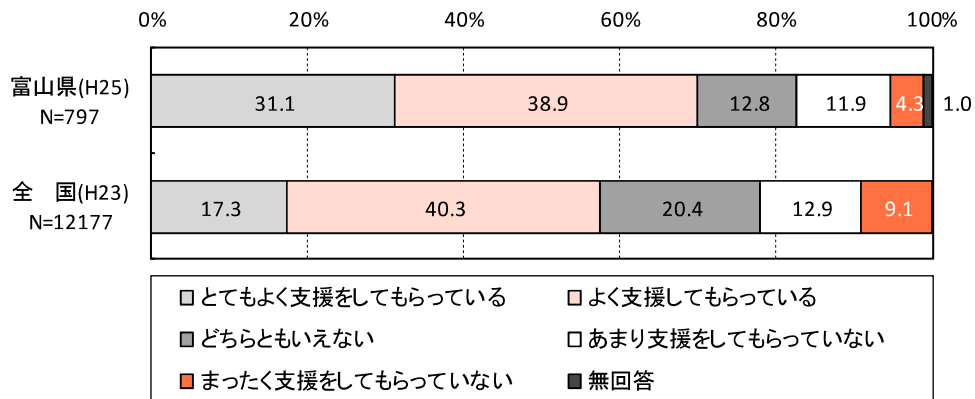
◎三世代同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移



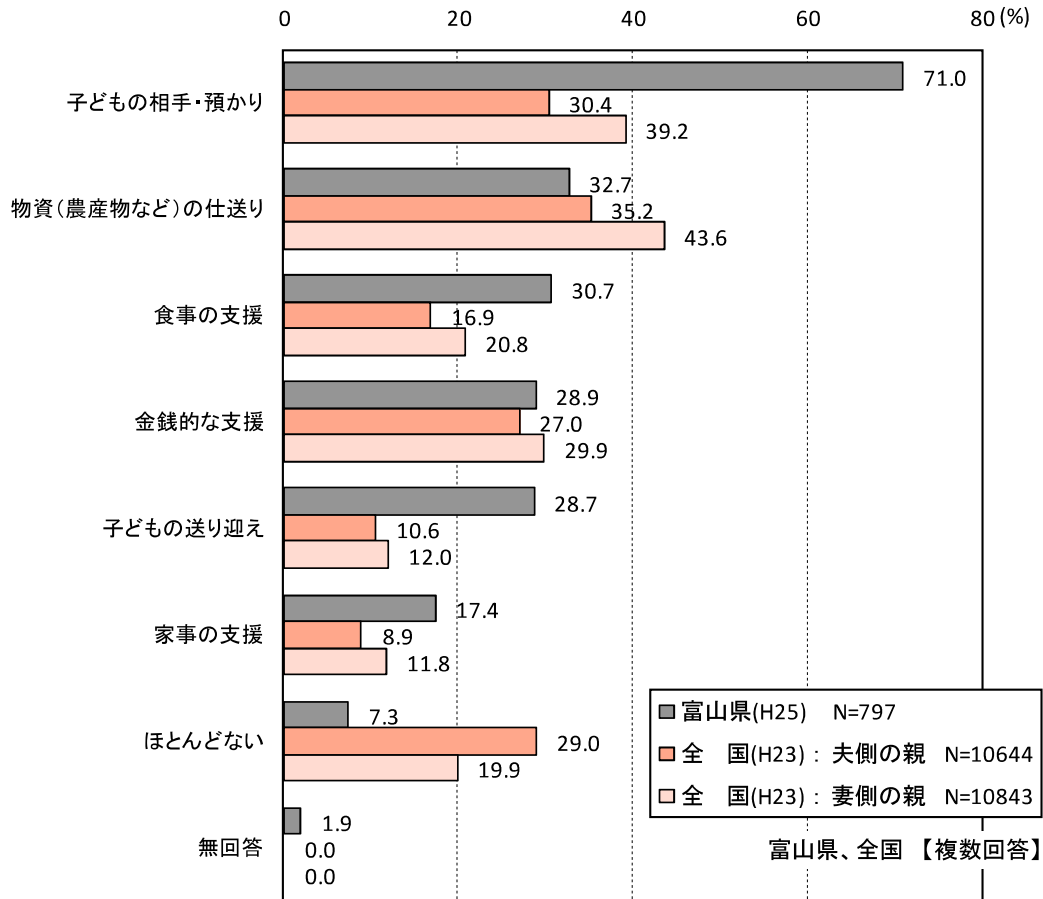
#### ② 親からの支援

子育てへの親からの支援は、全国よりも高い割合となっています。また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」「食事の支援」「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの支援



◎親から受けている支援の内容

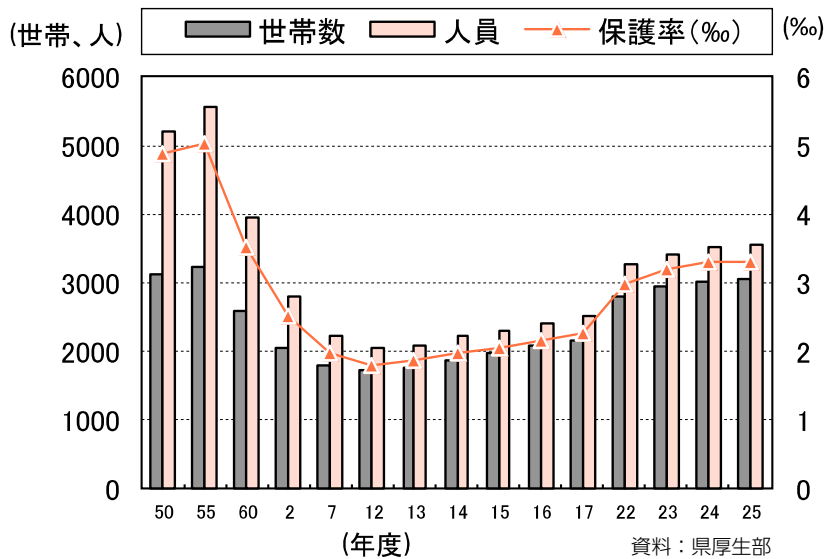


資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

③生活保護世帯の状況

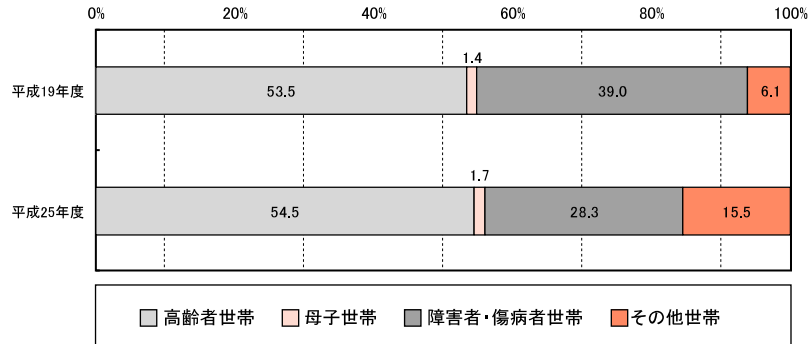
本県の被保護世帯数及び人員は、いずれも平成20年秋のリーマンショック以降、増加していましたが、近年は微増ないし高止まりの傾向にあります。

◎生活保護世帯数、人員、保護率の推移(富山県)



また、受給世帯の構成比を世帯類型別にみると、高齢者世帯が最も高く、次いで障害者・傷病者世帯となっています。また、いわゆる稼働年齢層といわれる「その他世帯」の構成比をみると、平成25年度は15.5%となっており、平成19年度（リーマンショック前）の6.1%と比べて、約2.5倍となっています。

◎世帯類型別の状況（保護停止中世帯を除く）



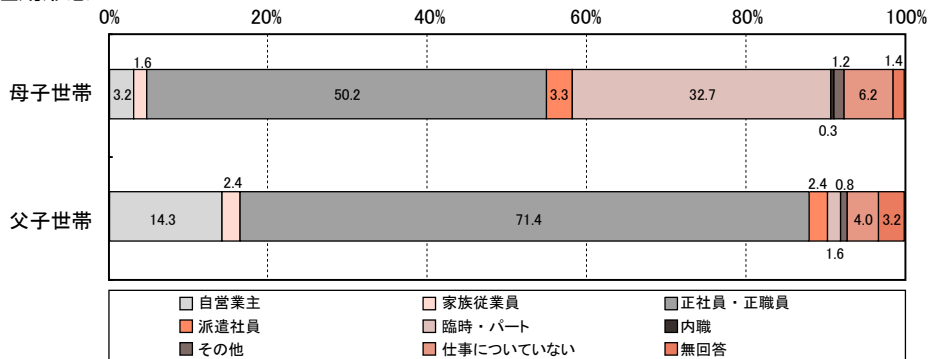
資料：県厚生部

「高齢者世帯」…65歳以上のみ又は18歳未満の者との同居世帯。  
 「その他世帯」…高齢者、母子、障害者・傷病者の各世帯以外で、いわゆる稼働年齢層といわれる世帯。

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の親のうち仕事を持っている人の割合は、母子世帯では92.4%、父子世帯では92.9%となっています。その内訳は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子世帯では「臨時・パート」の割合が32.7%と高くなっています。

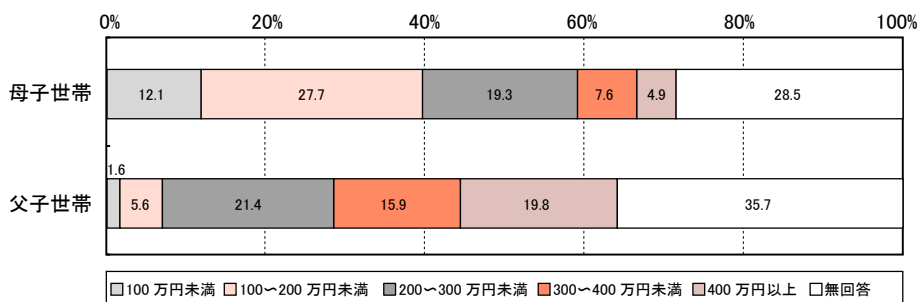
◎現在の雇用形態



資料：「ひとり親家庭等実態調査」(H25 富山県)

また、年間就労収入は、母子世帯で200万円未満の割合が39.8%と、父子世帯に比べて高くなっています。

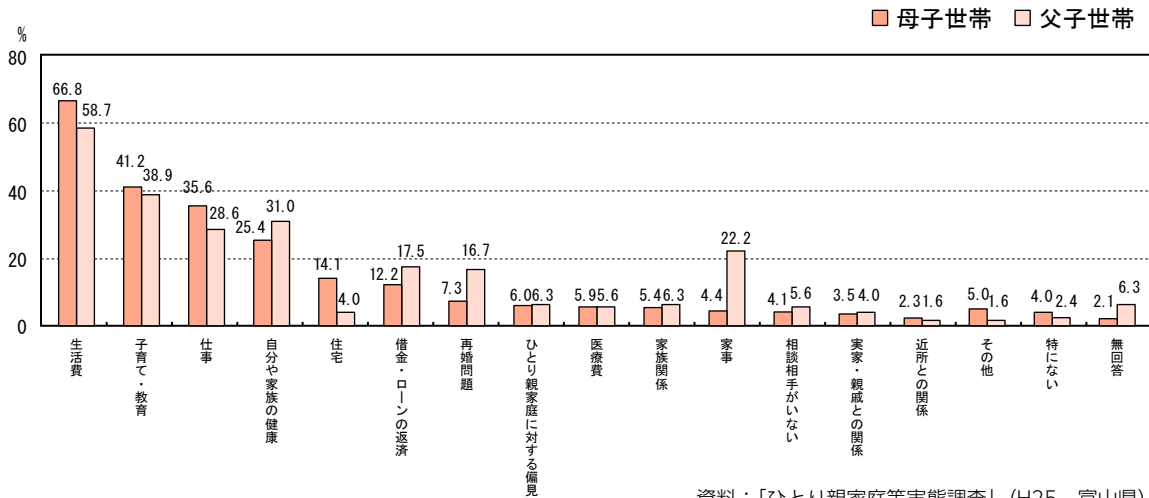
◎本人の年間就労収入



資料：「ひとり親家庭等実態調査」(H25 富山県)

こうした、ひとり親世帯の生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。

◎生活上の不安や悩み



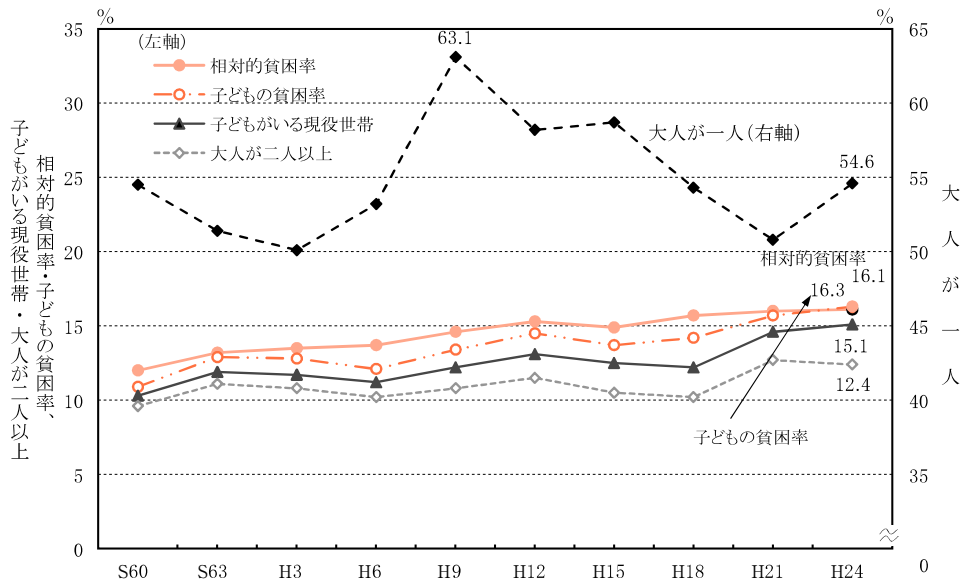
資料：「ひとり親家庭等実態調査」(H25 富山県)

《参考》我が国における子どもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成24年の我が国における相対的貧困率は16.1%、また子どもの貧困率は16.3%と、いずれも調査開始以降最も高くなっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（ひとり親家庭等）については54.6%と、調査開始以降50%を超えて推移しています。

(※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の線を貧困線とし、所得が貧困線に満たない世帯員の割合)

◎貧困率の年次推移



資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

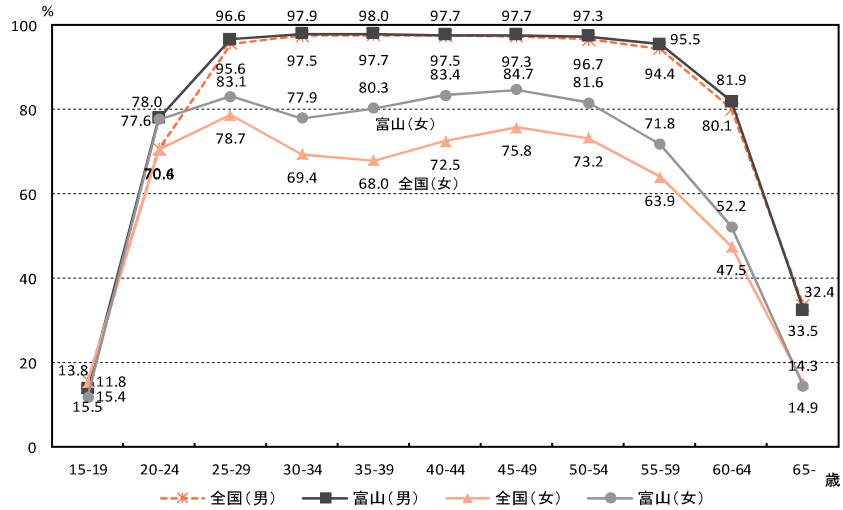
- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

## (2) 仕事と子育ての状況

### ①高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成22年で49.9%（全国順位7位）と高い状況にあり、三世帯同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

◎年齢階級別男女別労働力率（H22）

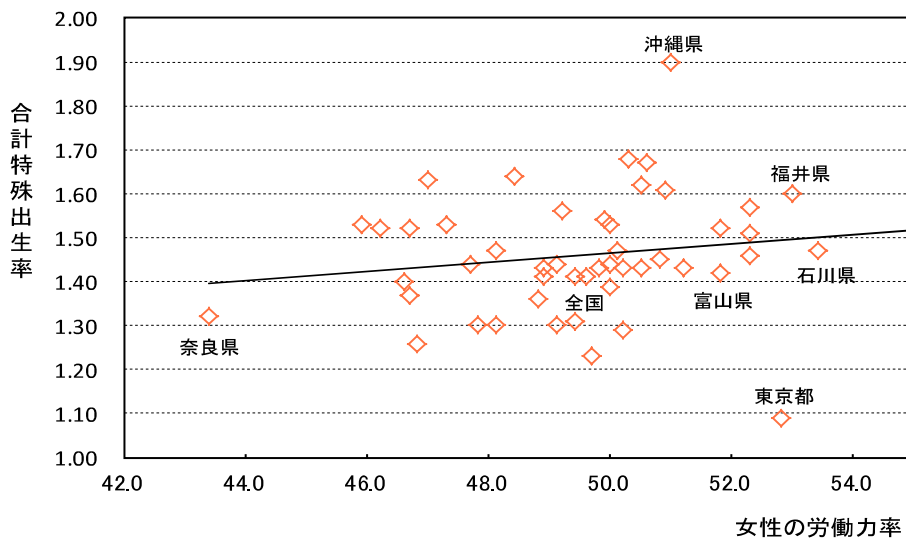


資料：国勢調査（H22 総務省）

### ②女性の労働力率と合計特殊出生率の関係

都道府県別の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係をみると、労働力率が高い都道府県の方が、合計特殊出生率も高い傾向にあります。本県は、労働力率が高いものの、合計特殊出生率は全国程度の水準となっています。

◎女性の労働力率と合計特殊出生率の関係（H22）

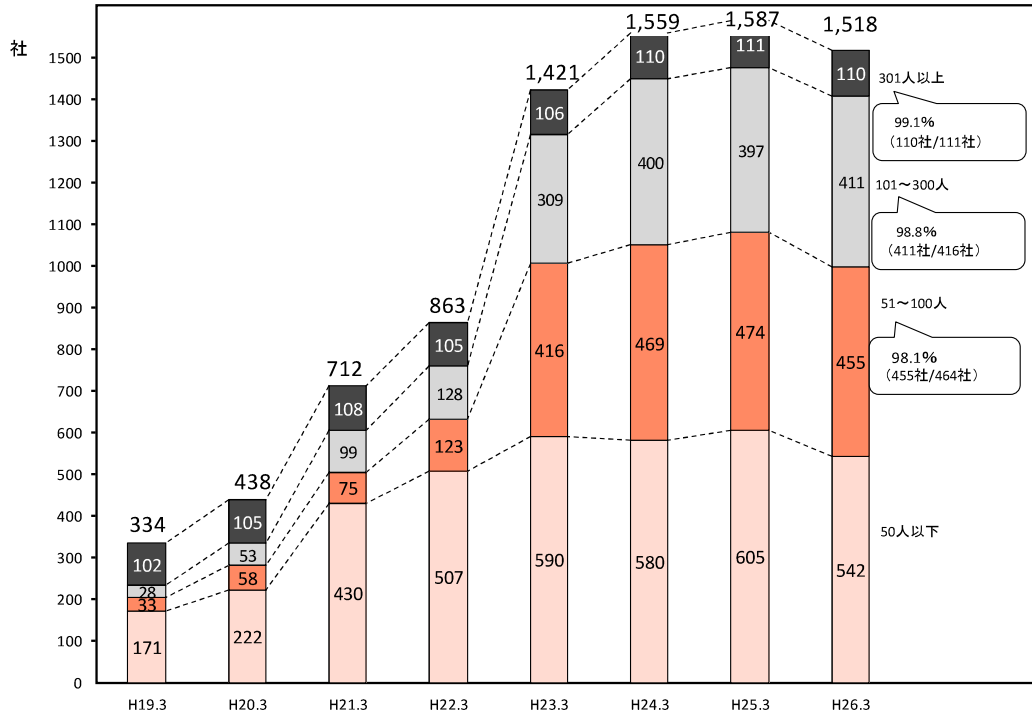


資料：「国勢調査」（総務省）、「人口動態統計」（厚生労働省）

③一般事業主行動計画<sup>(※1)</sup>の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により平成23年度から従業員51人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員51～100人企業の策定状況は、平成25年度末で約98%と、全国的にもトップレベルとなっています。

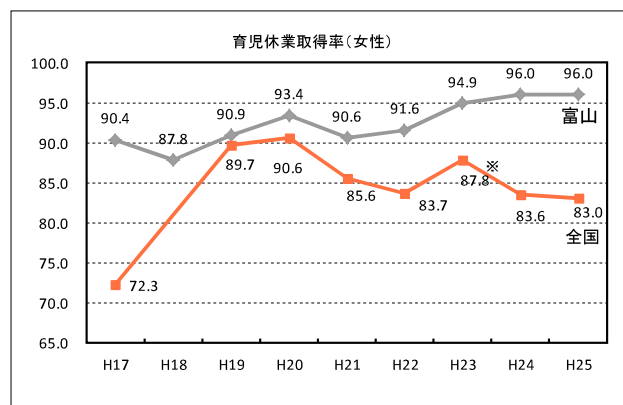
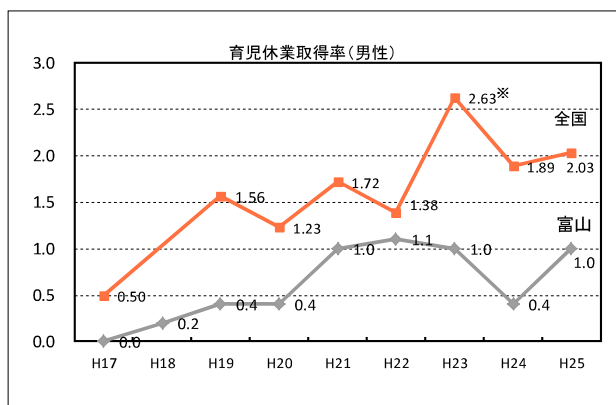
◎一般事業主行動計画届出状況



資料：富山労働局

④育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、近年9割以上で推移し、全国と比較しても高い水準にあります。男性の育児休業取得率は全国と同様、依然として低い状況にあります。



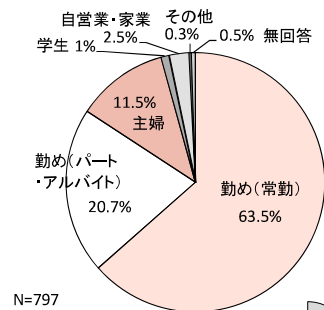
資料：「賃金等労働条件実態調査報告書」（県商工労働部）、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）  
 ※平成23年度（全国）の比率は、岩手県、宮城県及び福島県をのぞく全国の結果

(※1) 一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について事業主が策定する計画。従業員101人以上の事業主においては、策定・届出・公表・従業員への周知が義務づけられている。  
 ※県では、「子育て支援・少子化対策条例」に基づき、平成23年4月から、従業員51人以上100人以下の事業主に対し策定を義務付けており、平成29年4月からは、従業員30人以上50人以下の事業主にまで策定義務対象を拡大することとしている。

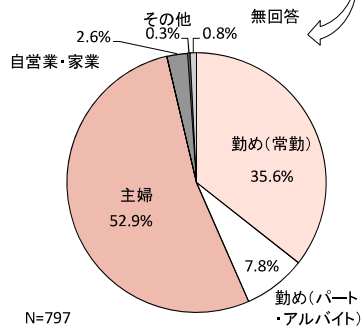
## ⑤仕事と子育ての両立

母親の就業状況は、第1子出産を機に、常勤が63.5%から35.6%へ減少し、パート・アルバイトも20.7%から7.8%へ減少しています。また、常勤を辞めた理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が多くなっています。

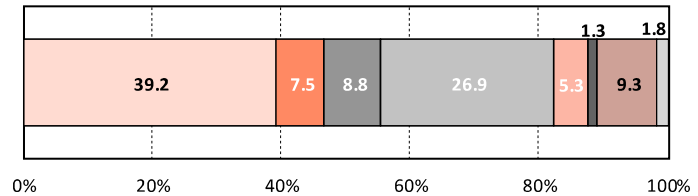
### ◎出産1年前の就業状況



### ◎出産1年後の就業状況



### ◎勤め(常勤)を辞めた理由



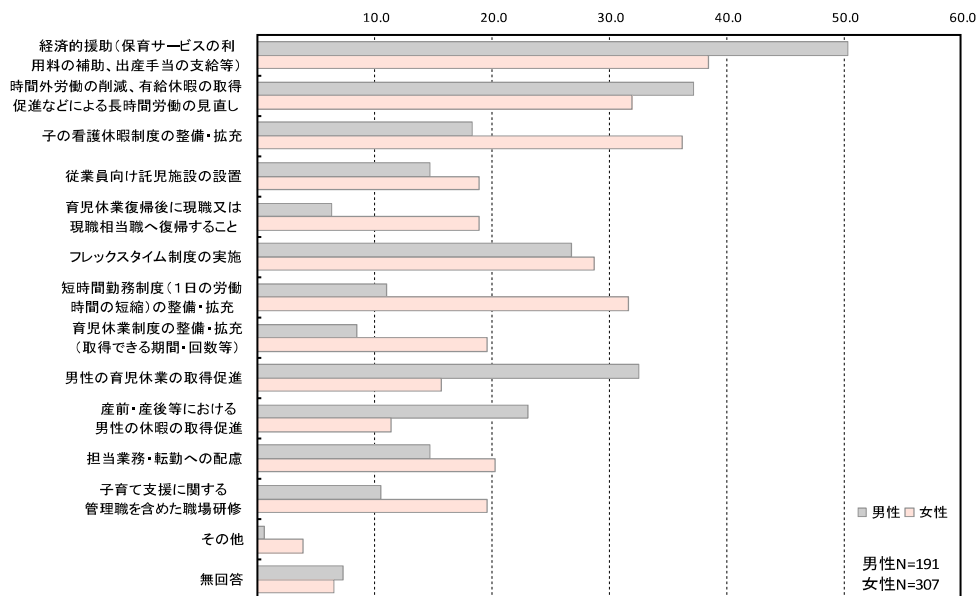
- 家事・育児に専念するため自発的にやめた
- 結婚、出産、育児を機に辞めたが、理由は結婚、出産等に直接関係ない
- 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった
- 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- 子を持つ前と仕事の内容や責任等が変わってしまい、やりがいを感ぜられなくなった(なりそうだった)
- その他
- 無回答

資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

## ⑥男性の意識

県が実施した意識調査では、今後実施して欲しい両立支援制度として、「男性の育児休業の取得促進」「産前・産後の男性の休暇の取得促進」について、男性が女性の回答を上回っています。

### ◎実施して欲しい両立支援制度



資料：「仕事と子育ての両立支援に関する意識調査」(H25富山県)

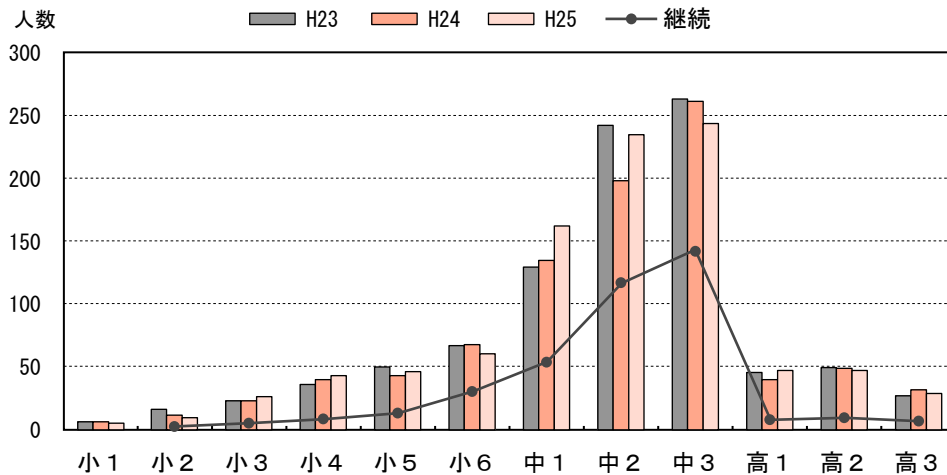
### (3) 子どもの状況

#### ①不登校

平成25年度の本県の不登校児童生徒数は、前年度に比べて中学校、高校で増加しています。

学年別の件数で見ると、中学校1年生で不登校が急増し、中学2年、3年と解消せず継続する生徒が増加する傾向にあります。

◎不登校児童生徒の学年件数



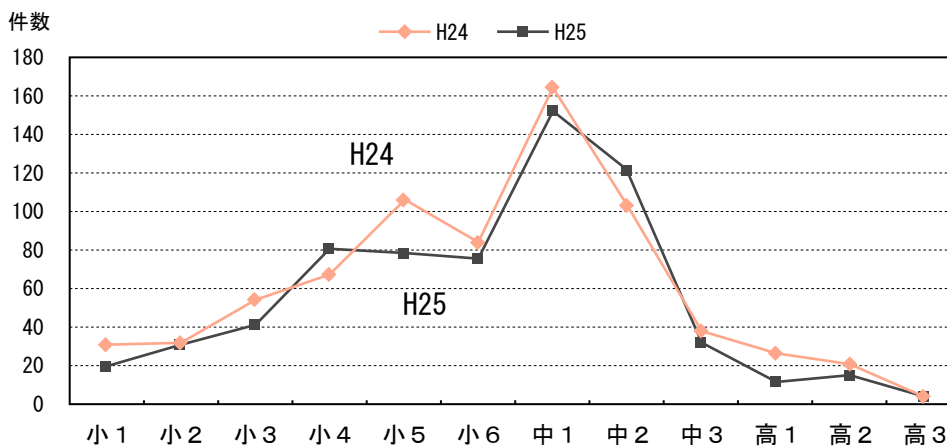
資料：県教育委員会

#### ②いじめ

平成25年度の本県はいじめの認知件数は、前年度に比べてすべての校種で減少しています。

学年別の件数で見ると、中学校1年生でいじめが急増し、その後減少する傾向にあります。

◎いじめ認知件数の学年別内訳



資料：県教育委員会

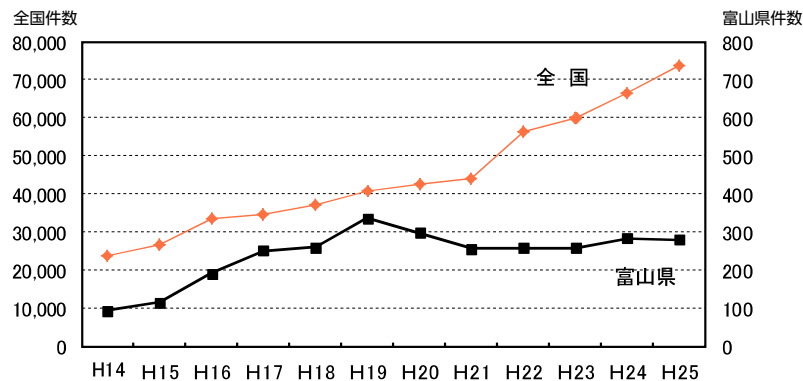
なお、県では、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして小中学校に派遣し、子どもの問題行動の背景にある学校が踏み込みにくい家庭の問題について、関係機関と連携して解決に努めています。こうした取り組みにより、これまで、不登校やいじめ等の問題行動が解決したケースも多く、また、学校と保護者との信頼関係の構築や、保護者の就労を支援した例もあります。



### ③児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成20～21年と減少していましたが、近年は横ばいないし増加傾向にあります。

◎児童相談所における児童虐待相談対応件数



資料：県厚生部

### (4) 若者の県外流出の状況

富山県人口移動調査の結果によると、平成24年10月から平成25年9月までの1年間の県外転出入の状況は、全体で、転入者が16,010人、転出者が17,820人で1,810人の転出超過となっています。5歳ごとの年齢区分別では、15歳から19歳で403人、20歳から24歳で740人の転出超過となっており、15歳から24歳の若年層で転出超過数の約6割を占めています。

#### ①県外大学等への進学

平成26年3月に県内の高校を卒業し、大学・短大に進学した者4,643人のうち、約7割の3,452人が県外の大学等に進学している一方、県外から県内の大学・短大へ進学した者は、平成25年度で1,516人となっており、転出超過数が大きくなっています。

◎県内高校卒業者の県外進学状況

卒業年月	高校卒業生数	大学・短大進学者数 (A)	うち県外進学者数 (B)	県外進学者の割合 (B/A)
H24.3	8,791人	4,604人	3,368人	73.2%
H25.3	9,556人	4,940人	3,712人	75.1%
H26.3	9,106人	4,643人	3,452人	74.3%

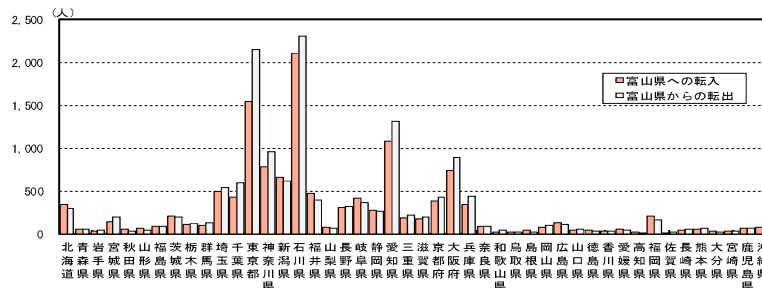
資料：県教育委員会

#### ②大学卒業時の県外就職

県外大学に進学した若者のUターン就職率は、平成26年3月卒業生で57.6%になっています。

一方、県内大学卒業者の県外就職の状況は、平成26年3月卒業生で、就職者全体の半数以上の約900人となっています。

◎転入元、転出先の都道府県別県外移動者数




資料：人工移動調査 (H26 富山県)

### 3 子ども・子育て支援新制度の施行

#### (1) 新制度施行の背景

近年、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

このため、平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートします。



#### 子ども・ 子育て 関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

#### (2) 新制度の目的

新制度は一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

##### ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育所・幼稚園に加えて、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

##### ② 保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上

新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、身近な保育の場を確保します。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善なども図ること。

##### ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまな子育て支援の充実を図ること。

#### (3) 新制度の主なポイント

##### ● 認定こども園制度の改善

施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

##### <認定こども園のメリット>

- ・保護者が働いているいないに関わらず利用できます。
- ・保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- ・地域の子育て家庭のために、子育て相談や親子の交流の場など子育て支援を実施します。

### ● 共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

### ● 保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実を目指します。

### ● 市町村が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるための事業を実施します。

国及び県は、実施主体の市町村を重層的に支えます。

### ● 社会全体による費用負担

社会保障・税一体改革において、子育て分野も社会保障分野の一つに位置づけられました。この新制度の実施は、消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

### ● 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者などが、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置することとなっています。(努力義務)

本県においても、平成25年9月、「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、同会議を富山県における「子ども・子育て会議」と位置づけることが決定されました。

## (4) 新制度の事業

新制度で行われる事業は、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。

### ● 教育・保育給付

施設型給付	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。 認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

地域型保育給付	小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

● 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
②地域子育て支援拠点事業	地域の身近なところで、気軽に親子の交流ができる場所を開設し、子育て相談などの援助を行います。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行い、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行います。
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
⑧一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所などにおいて、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行います。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

⑩病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校や児童館などで過ごすことができるような仕組みです。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。



